

特許異議申立 VS 無効審判

	特許異議申立	無効審判
制度趣旨	権利設定後の早期の権利の見直し	当事者間の紛争解決
申立人(請求人)適格	何人も可(匿名は不可・承継不可)	利害関係人(一般承継のみ可)
申立(請求)期間	2015年4月1日以降の特許掲載公報発行の日から6ヶ月	期間制限なし(特許権消滅後も可)
申立(請求)単位	請求項ごと or 一群の請求項ごと	請求項ごと or 一群の請求項ごと
申立書の要旨変更補正	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、特許異議申立書の要旨変更補正はNG ただし、特許異議の申立ての理由及び必要な証拠については、特許異議の申立て期間が経過する時又は特許権者に対して取消理由の通知がある時のいずれか早い時までであれば、要旨を変更する補正も認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 審判請求書の要旨変更の補正はNG 請求の理由は、要旨を変更する補正が許可される場合あり
職権審理	<ul style="list-style-type: none"> 申し立てない請求項の審理不可 申し立てない理由についても審理可 	<ul style="list-style-type: none"> 申し立てない請求の趣旨は審理不可 申し立てない理由についても審理可
申立or請求の手数料	16,500円+請求項×2,400円	49,500円+請求項数×5,500円
申立理由・請求理由	公益的事由(新規性・進歩性・記載不備・新規事項追加等)	公益的事由+冒認・共同出願違反(権利帰属)+後発的事由
審理方式	全て書面審理	原則、口頭審理
参加	特許権者を補助するため参加可	当事者の一方を補助するため参加可・当事者参加可
証拠調、証拠保全	申立により又は職権で可	申立により又は職権で可
審理の併合	同一の特許権に係る2以上の特許異議の申立ては、特段の事情がある場合を除き、原則併合	当事者の双方又は一方が同一である2以上の審判については、その審理の併合が可能
申立て(請求)の取り下げ	取消し理由の通知があった後は、取り下げ不可	審決確定後は取り下げ不可
特許権者の反論	取消理由通知がされた場合に意見書の提出可・意見書提出期間内に訂正請求可	<ul style="list-style-type: none"> 答弁書・訂正請求書を提出可 審決の予告に対しても、訂正請求可
申立人の手続関与	特許権者より訂正請求がなされた場合に。意見書の提出可	全面的に手続に関与
訂正請求	取消理由通知に対する意見書提出期間	<ul style="list-style-type: none"> 副本送達後の答弁書提出期間(請求の理由の要旨を変更する補正時にも) 職権による無効理由通知に対する意見申立期間 審決予告に対する指定期間 取消判決に伴う指定期間
訂正請求に対する申立人(請求人)の反論機会	意見書提出の機会あり。但し、例外あり(意見書提出を希望しないときや(申立書にその旨記載等)、不要と認められる(取消理由解消しないのが明らかとか?)等の特別な事情があるとき)	弁駁書の提出機会あり
一事不再理	一事不再理の適用なし	一事不再理の適用(当事者・参加人のみ)
決定	請求項 or 一群の請求項ごとに、特許の取消し or 維持決定	請求項 or 一群の請求項ごとに、特許の有効又は無効の結論
不服申立て	取消決定を受けた特許権者のみ東京高裁に出訴可	請求人、特許権者のいずれも東京高裁に出訴可
特許公報への掲載	特許異議の申立、確定した決定を掲載	特許無効審判の請求、確定審決を掲載
申立人(請求人)のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 特許異議申立ての方が費用が安い。 申立てが認められなくても、無効審判を請求可。 無効審判に比べて申立期間が限られるため、早期の権利見直しが見込める。 申立人による手続負担を軽減させつつ、意見を提出する機会がある。 利害関係が不要なのでダミーを使える。 労力のかかる無効審判の提起を最小限度に抑えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に無効主張の機会がある。 侵害警告を受けたときの対抗措置として機能する。 異議申立期間を過ぎても請求できる(権利消滅後も請求できる)。 棄却審決に対して審決取消訴訟が可能。